

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	市営住宅管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿波市は、市営住宅管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

阿波市長

公表日

令和8年4月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅管理事務
②事務の概要	公営住宅法に基づき住宅を建設し、住宅に困窮する方に対して、低廉な家賃で賃貸を行い、住宅の維持管理、徴収等を行っている。 ・入居時の資格確認 ・入居時の家賃・敷金算定 ・入居後の収入、各種所得情報確認や家賃算定 ・出生・死亡等による世帯情報確認 ・家賃等の収滞納状況確認 ・住宅の保証人の確認
③システムの名称	公営住宅管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表27の項、52の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[未定] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項及び76の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部 住宅課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿波市役所 企画総務部 総務課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-8700 阿波市役所 建設部 住宅課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-8731
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿波市役所 建設部 住宅課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-8731
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	市営住宅管理事務においては、施錠できる書棚に保管することを徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、パスワードと静脈認証によって限定しており、アクセス可能な職員を年度ごとに確認することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月22日	I 5. ②所属長	住宅課長 原田 勝	住宅課長 高田 敬二	事後	
平成29年9月7日	I 4. ①実施の有無	実施しない	未定	事後	誤記載の訂正
令和1年6月27日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公営住宅法に基づき住宅を建設し、住宅に困窮する方に対して、低廉な家賃で賃貸等を行い、住宅の維持管理、徴収等を行っている。 ・入居時の家賃・敷金・入居後の収入、各種所得情報や家賃・出生・死亡等による世帯情報・家賃等の滞納状況・家賃の保証人	公営住宅法に基づき住宅を建設し、住宅に困窮する方に対して、低廉な家賃で賃貸を行い、住宅の維持管理、徴収等を行っている。 ・入居時の家賃・敷金算定 ・入居後の収入、各種所得情報確認や家賃算定 ・出生・死亡等による世帯情報確認 ・家賃等の滞納状況確認 ・住宅の保証人の確認	事後	
令和1年6月27日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、請求先	阿波市役所 企画総務部 企画総務課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-8700	阿波市役所 企画総務部 企画総務課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-8700 阿波市役所 建設部 住宅課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-8731	事後	
令和1年6月27日	I 8. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ、連絡先	阿波市役所 企画総務部 企画総務課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-8700	阿波市役所 建設部 住宅課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-8731	事後	
令和1年6月27日	IVリスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和2年6月12日	3. 個人番号の利用 法律上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の18の項、19の項及び35の項	番号法第9条第1項、別表第一の19の項、35の項	事後	
令和2年6月12日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第7号 別表第二の31の項、54の項	事後	
令和2年6月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和5年12月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の31の項、54の項	番号法第19条第8号 別表第二の31の項、54の項	事後	
令和5年12月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年12月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和8年2月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の19の項、35の項	番号法第9条第1項 別表27の項、52の項	事後	
令和8年2月24日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の31の項、54の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項及び76の項	事後	
令和8年2月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和8年2月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和8年2月24日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和8年2月24日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和8年4月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	阿波市役所 企画総務部 企画総務課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-8700 阿波市役所 建設部 住宅課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-8731	阿波市役所 企画総務部 総務課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-8700 阿波市役所 建設部 住宅課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-8731	事後	